

## 倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー制度」(以下「本制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高梁川流域圏とは、新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市をいう
- (2) 団体等とは、法人、個人事業主、組合、教育機関、その他地域の課題解決又は活性化に資する活動を行うことを目的に設立された任意団体等をいう
- (3) 「ヒト」とは、ボランティア等の人材、技能やノウハウを有する人材をいう
- (4) 「モノ」とは、製品や商品等の動産(有体物)、コンテンツやシステム、データ等の知的財産(無体物)をいう
- (5) 「コト」とは、ヒトとモノの融合で生まれるアウトプット(ノウハウを有する人材を講師に招聘した講演会、技能を有する職人による体験イベントの実施等)をいう
- (6) ウェブサイトとは、倉敷市が管理・運営するSDGsの普及啓発用サイトをいう

(本制度の目的)

第3条 本制度は、倉敷市とともに、高梁川流域圏のSDGs達成に取り組む団体等を「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー」(以下「パートナー」という。)または「倉敷市・高梁川流域SDGsゴールドパートナー」(以下、「ゴールドパートナー」として登録し、経済・社会・環境の三側面の調和を図りながら、高梁川流域圏の地域課題の解決に向けた取組やSDGsの普及啓発など、SDGsの達成に向けて推進することを目的とする。

(事務局)

第4条 本制度の事務は、倉敷市企画財政局企画財政部企画経営室(以下「事務局」という。)が所管する。

(登録の対象)

第5条 パートナー登録の対象となる団体等は、経済・社会・環境の三側面の調和を図りながらSDGsの達成に向けて取り組む意欲があり、次の各号全てに該当している者とする。

- (1) 団体等における目指しているSDGsのゴールが明確であり、SDGs達成に向けた取組みを推進している、または、取り組む意欲を有していること
- (2) 団体等においてSDGsの達成に向けた取組を実施している、または、取り組む体制を有していること
- (3) 自らが有する「ヒト」「モノ」「コト」の資源について、高梁川流域圏の市町に協力または提供する意向を有していること

2 ゴールドパートナー登録の対象となる団体等は、前項各号全てに該当し、かつ、登録時点で団体等として高梁川流域圏において事業や活動を実施している者とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事務局は次の各号のいずれかに該当すると認める団体等を対象としない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)

の規定に基づき更生又は再生の手続をしている団体等

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）並びに同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と社会通念上、非難されるべき関係を有する団体等
- (3) 宗教法人、政治団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務委託営業を行う団体等
- (5) 第1項及び第2項に定めるSDGsの達成に向けた取組や事業等の実態が確認できない団体等
- (6) 法令や公序良俗に反する事業を行っている団体等
- (7) その他登録をすることが適当でないと事務局が認める団体等

（申請）

第6条 パートナー及びゴールドパートナーへの登録を希望する場合は、ウェブサイトより申請するものとする。

2 事務局は前項の申請にあたり、必要に応じ団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

（登録の決定）

第7条 事務局は第6条第1項の規定により登録の申請を受けた場合は、第5条に規定する要件に適合することを確認し、ウェブサイトへ掲載を行う。

2 ウェブサイトへの掲載をもってパートナー及びゴールドパートナー登録を完了したものとする。

（変更）

第8条 会員登録後、登録情報に変更が生じた場合は、パートナー及びゴールドパートナー自らがウェブサイトより変更の手続きをすることができる。

2 事務局は前項の変更にあたり、必要に応じ団体等に説明又は追加書類の提出を求めることができる。

（登録の期間）

第9条 パートナー及びゴールドパートナーの登録期間は、ウェブサイトへ掲載した日から当該年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日の1か月前までに登録取下げの申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後においても、本制度を廃止するまで同様とする。

（禁止事項）

第10条 次の事項に該当する活動をしてはならない。

- (1) 本制度の信用を著しく損なう又は損なうおそれがある活動
- (2) 他者の取組に対する批判その他本制度の目的に照らして適当でない活動
- (3) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を目的とした活動
- (4) 法令や公序良俗に反する活動

（登録の取下げ・取消し）

第11条 本制度への登録を取下げの場合は、申請者自らがウェブサイトより手続きをすることができ。

2 次の各号に該当する場合、事務局は登録を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 前条各号に該当する活動をしていることが判明した場合
- (3) 第5条の登録の対象団体等でなくなったことが判明した場合
- (4) 解散又は営業を停止した場合
- (5) 事務局からの連絡がとれなくなるなど、会員継続の意思がないと認められる場合
- (6) その他制度の運営にあたって重大な支障が生じると認められる場合

(その他)

第12条 この要領で定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

附則

この改正は、令和6年6月1日から施行する。